

◆セメント処理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
792	5	第20条 第21条 第22条 第23条 第24条			有効利用対価の領収 領収書の交付 帳簿の整備 収受状況の報告 販売代金の変更	貴事務組合からの契約書(案)の内容については、セメント化企業の経理処理体制と異なっておりますので、別途協議とさせていただきます。	セメント処理業務委託仮契約書(案)の規定する範囲内で協議に応じます。
793	8	第38条	4		知的財産権	甲は提供された情報、書類、図面等の使用にあたり乙と協議することを条件として付け加え頂きたいと存じます。	セメント処理業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
794	11	別紙1委託料(第17条及び第18条)	3	(1)	物価変動による改定	本項で物価変動による委託料改定方法が示されておりますが、これを反映する具体的な年度内における時期並びに精算期につきご教示願います。	別紙1に示した算定式によります。つまり、(t-1)年度に生じた物価変動は、t年度の委託料支払いにて清算することとなります。1年間の時差はありますが、この部分のリスクについては官民双方が負担していることとなります。
795	11	別紙1委託料(第17条及び第18条)	3	(2)	消費税及び地方消費税の改正による改定	本項で消費税及び地方消費税の改正による委託料改定方法が示されておりますが、これを反映する具体的な年度内における時期並びに精算期につきご教示願います。	組合が委託料を支払う時点での税率により支払うものです。